

様式第 16 号 (第 12 条関係)

令和 8 年 2 月 4 日

三豊市長様

申請者

団体の所在地 三豊市財田町財田上 2171 番地 1

団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

代表者氏名 清算人 白川 洋二

電話番号 0875-67-3790 (責任者:大西義見/担当:大石秀子)

地域内分権推進交付金実績報告書

令和 7 年 4 月 1 日付け三政地第 15 号により、交付金の交付決定額を受けた地域内分権推進事業について、下記の通り実施したので、三豊市地域内分権推進交付金規則第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 実績報告額 7,830,413 円

2. 添付書類

- |     |                |     |
|-----|----------------|-----|
| (1) | 事業報告書          | 1 部 |
| (2) | 決算監査報告書        | 1 部 |
| (3) | 貸借対照表          | 1 部 |
| (4) | 財産目録           | 1 部 |
| (5) | 収支決算書          | 1 部 |
| (6) | 全役員名簿          | 1 部 |
| (7) | 事業年度末の定款又は規約   | 1 部 |
| (8) | その他市長が必要と認める書類 |     |

以上

# 事業報告書

(令和7年4月1日 ～ 令和7年11月5日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊財田

## 1. 事業の成果

本年度は当初10事業を計画していたが、そのうち7事業を実施した。部会事業としては、まもろう環境部会が塔重山公園および戸川ダム公園において草刈り作業を実施し、防災部会が自治会連合会財田支部との共催により、地域住民参加型のAED・心肺蘇生等を含む防災訓練を行った。

地域団体との連携による自主事業としては、財田町自然観察同好会が市内から参加した親子を対象に化石採取体験を実施したほか、ものづくり教室では揺れると発光するLEDランプの製作を行った。また、むかしばなし伝承の会は町内の「むかしばなし由来の地」看板および名勝史跡看板の清掃・点検を実施した。

さらに、宝山湖の彼岸花をまもる会が、5月と9月の2回にわたり宝山湖植栽地の草刈り作業を行った。

加えて、財TURNは移住・定住促進を目的として先進地視察研修を行うとともに、大阪で開催された移住フェアへ参加し、財田地域のPR活動を実施した。

これらの事業を通じ、当法人にとって本年度は節目の年となった。地域住民・関係団体・参加者の協力と賛同により事業を継続的に実施してきたことで、地域内のつながりの強化や住民との交流促進といった成果が得られた。

## 2. 個別事業報告書

### 1. 【部会事業】

事業名	<まもろう環境部会> 財田「さくらの郷」計画			
事業目的	謹之丞まつりの開催場所としても知られる戸川ダム公園周辺と塔重山公園周辺をはじめ、財田町内を「さくらの郷」と銘打って桜の育成と樹木の管理を行い、市民が憩える環境づくりと、町内外に対しても桜の郷として誇れるような地域づくりをする。			
事業内容	戸川ダム公園及び塔重山公園に植樹した桜の木が順調に生育するように <sup>つた</sup> 蔦、 <sup>つる</sup> 蔓の除去等を行うとともに、周辺の草刈りとゴミ拾い等の作業を行った。			
実施日時	令和7年7月6日（日）AM7:00 ～ AM8:20			
実施場所	戸川ダム公園、塔重山公園周辺			
受益者	財田町民ほか公園来園者約 13,000 人	従事人数	41人	
本事業の評価	参加者協力のもと、桜の育成及び維持管理を行っているため、謹之丞まつりで来園者が多数訪れている。桜の古木の管理、伐採については、平成30年以降、三豊市に話をしている状況である。今後、古木の倒木や枝折れによる事故等が懸念される。	次年度以降の実施予定	継続・ <input type="checkbox"/> 廃止	
決算額	収入額	44,921円	支出額	44,921円
	<u>内訳</u> 受取交付金	44,921円	<u>内訳</u> 業務委託費 会議費 通信運搬費 燃料費	26,986円 9,720円 3,190円 5,025円

2. 【部会事業】

事業名	＜あんしん安全部会＞ 財田町内のカーブミラー清掃活動		
事業内容	実施時期と解散時期が重なるため協議した結果、本事業は中止した。		
決算額	収入額	0円	支出額 0円

3. 【部会事業】

事業名	＜防災部会＞ 防災関連普及事業		
事業目的	阪神大震災以降、日本各地で震災や豪雨災害が発生しており、これらは財田においても発生しうる状況にある。こうした災害に備え、地域住民が主体となって安全性を高め、いかなる災害時にも町全体で対応・復旧できる体制を構築することにより、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。		
事業内容	防災に関する行事を企画するため、会合を定期的で開催した。防災士の協力を得て自治会と共催し防災訓練（心肺蘇生、毛布担架作り）を行った。また防災用品の展示や防災講話などを行い、参加者にアンケートを依頼し今後の活動の参考とした。なお、親子防災デイキャンプは申込者が無かったため中止した。地域防災活動支援として、自治会員を対象に啓発活動を行った。		
実施日時	令和7年5月11日（日）AM9:00～AM10:00、9月14日（日）AM8:00～AM11:00		
実施場所	財田町公民館、久保の下公民館		
受益者	財田町民 61人	従事人数	延べ19人
本事業の評価	災害が発生した時、私たちがどのように対応したらよいか、また処置を行えばよいか、今回の訓練を通じ理解が深まった。今後も防災士や自治会などと協力して継続していける事業となっている。	次年度以降の実施予定	継続・ <input type="checkbox"/> 廃止
決算額	収入額	17,215円	支出額 17,215円
	内訳 受取交付金	17,215円	内訳 会議費 1,301円 消耗品費 1,073円 印刷製本費 3,481円 材料費 1,226円 通信運搬費 1,760円 保険料 8,374円

4. 【部会事業】

事業名	＜広報部会＞ 広報誌発行及び広報活動		
事業内容	毎月「さいた活動カレンダー・財田写真新聞」を発行し各種団体、事業の活動状況や町内外の行事、イベント等の情報発信を行った。 年2回の広報誌発行は、解散に伴い作成しなかった。 設立から解散までの活動報告資料等を別途作成した。		
実施日時	令和7年4月1日～令和7年11月5日		
実施場所	財田町内、まちづくり推進隊事務所		
受益者	財田町民他 約13,000人	従事人数	延べ14人
本事業の評価	さいた活動カレンダーと写真新聞を毎月発行することができた。町民にまちづくり推進隊財田の活動を知る機会を与えられたことや参加意欲を高めることができた。	次年度以降の実施予定	継続・ <input type="checkbox"/> 廃止
決算額	収入額	0円	支出額 0円

5. 【自主事業】

事業名	＜財田町自然観察同好会＞ さいたの里で化石を探そう！		
事業目的	岩石に触れる体験を通して自然への興味・関心を喚起し、専門家の指導のもとで自然に関する多様な発見を得られる機会を提供することで、将来の学問的探求につながる芽を育て、三豊市の子どもたちの成長に寄与することを目的として行った。		
事業内容	財田町および三豊市内外の児童を対象に、財田の里山で採掘される岩石に触れる機会を提供し、専門家の指導のもとで自然科学への理解促進を図った。講師の先生から説明と注意点の講義を受けた後、化石の層を切り崩した岩石の中からハンマーを片手に岩石を割って自分自身の手で化石を見つけ出す作業を行った。		
実施日時	令和7年10月11日（土）午前の部AM9:00～11:30、午後の部PM1:00～3:30		
実施場所	財田町灰倉地区		
受益者	三豊市内の親子他 51人	従事人数	延べ15人
本事業の評価	子供たちが化石採取に興味を持ち、講師に様々な質問をしており文化財への探究心を深められる事業となった。講師の先生方や関係者の協力が得られたことが大きい。	次年度以降の実施予定	継続・ <input type="checkbox"/> 廃止
決算額	収入額	65,880円	支出額 65,880円
	内訳 受取交付金 受取負担金	28,380円 37,500円	内訳 諸謝金 会議費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 賃借料 38,573円 1,749円 4,103円 3,875円 12,580円 5,000円

6. 【自主事業】

事業名	財田少年少女ものづくり教室			
事業目的	近年、各地域で自然災害が頻発しており、香川県においても南海トラフ地震発生による大規模災害が懸念されている。こうした状況を踏まえ、災害時に役立つシンプルなLEDランプの製作を通じて防災への意識を高めるとともに、製作過程において光の三原色を体験的に学習する機会を提供することを目的とする。			
事業内容	低学年のこどもたちも取り組めるように半田の基礎練習から行い、個別に点灯できるPGBのハイパワーLEDと振動センサーを接続し、条件により地震等の揺れでLEDランプが点灯するように回路を製作する。			
実施日時	令和7年7月29日（火）PM1:00～PM4:00、7月30日（水）PM1:00～PM4:00			
実施場所	財田町公民館			
受益者	財田町民、市内小学生 20人	従事人数	5人	
本事業の評価	今回は低学年でも理解しやすい磁石を利用した振動感知方法を取り入れ製作上の問題点を一步一步解決しながら行い年齢に応じて完成した時の充実感を味わうことができた。また完成した時の子どもたちの感動は将来のものづくりへの第一歩となった。	次年度以降の実施予定	継続・ <input type="checkbox"/> 廃止	
決算額	収入額	36,527円	支出額	36,527円
	内訳 受取交付金	16,527円	内訳 消耗品費	25,547円
	受取負担金	20,000円	印刷製本費	10,980円

7. 【自主事業】

事業名	<財田のむかしばなし伝承の会> 財田のむかしばなしに関わる寺院・史跡を訪ねて			
事業内容	実施時期と解散時期が重なるため協議した結果、本事業は中止した。			
決算額	収入額	0円	支出額	0円

8. 【自主事業】

事業名	<p>&lt;財田のむかしばなし伝承の会&gt; 「財田の名所史跡と財田のむかしばなし」の看板清掃</p>			
事業目的	<p>財田町内に設置している「財田のむかしばなし」看板および「史跡名所案内」看板は、屋外設置であることから汚れや腐食が発生しやすい。これらの適切な維持管理を目的に、清掃および点検を実施する。</p>			
事業内容	<p>「財田のむかしばなし4話由来の地の看板」4か所と「財田の名所史跡案内看板」13か所の清掃及び点検活動を行った。</p>			
実施日時	<p>令和7年10月13日（月）AM9:00～AM10:30</p>			
実施場所	<p>町内の看板設置17カ所</p>			
受益者	財田町民約100人	従事人数	5人	
本事業の評価	<p>屋外設置のため場所によっては案内板の汚れが目立った。清掃することできれいになり見やすくなった。支柱等に腐食は見られず、安全面に問題ないことを確認することができた。大勢の人に興味関心を持ってもらっている「財田のむかしばなし」由来の地を後世に残していくための重要な事業である。</p>	次年度以降の実施予定	継続・ <input type="checkbox"/> 廃止	
決算額	収入額	3,666円	支出額	3,666円
	内訳 受取交付金	3,666円	内訳 消耗品費 会議費	2,994円 672円

9. 【自主事業】

事業名	財TURN*（移住定住促進・空き家活用事業）			
事業目的	財田町への移住者やこれから移住を検討している層へ向け、町の生活環境、魅力などの情報を発信し、安心して移住できるよう包括的にサポートすることを目的とする。市、県外在住の移住希望者の問合せ窓口や財田町の情報発信をSNSやHPなどで行い、移住の促進を図る。			
事業内容	移住に特化したHP、SNSの運営とSNSでの知名度UPを目的とした広告宣伝を行った。オンラインによる移住相談と移住希望者の包括的なサポート活動を行った。移住先進地域へ視察研修や移住フェアに参加した。新規法人設立に向けて協議を行った。			
実施日時	令和7年4月～令和7年10月（HPやSNSでの発信） 令和7年 7月 9日（水）、10月18日（土）			
実施場所	財田町内他、岡山県西粟倉村、大阪			
受益者	財田町への移住希望者 3人	従事人数	5人	
本事業の評価	移住希望者の経緯や進捗状況について情報共有を行い、今後の定住に向けて有意義なアドバイスを頂くことができた。継続的なHPの運営、活動の紹介を行うことで、知名度が向上し、移住定住に繋がっている事業である。	次年度以降の実施予定	継続・ <input type="checkbox"/> 廃止	
決算額	収入額	79,986円	支出額	79,986円
	内訳 受取交付金	79,986円	内訳 旅費交通費 研修費 印刷製本費 通信運搬費	39,960円 13,200円 15,810円 11,016円

10. 【自主事業】

事業名	宝山湖の彼岸花保全事業			
事業目的	秋の宝山湖の景観を彩る彼岸花エリアの保全を目的として、ボランティアを募り草刈り等の保全活動を継続的に実施した。その結果、多くの来訪者に楽しんでもらえる景観が維持されるとともに、地域住民にとって親しみのある場所として定着しつつある。今後も地元住民や地域企業の協力を得ながら、香川県の緊急時飲料水源である宝山湖の環境保全に取り組み、次世代へ引き継いでいくことを目的に活動を継続する。			
事業内容	彼岸花植栽地の雑草対策のため、初夏と開花1ヶ月前の9月に草刈り作業を実施した。			
実施日時	令和7年5月10日（土）AM8:00～AM10:00、9月 6日（土）AM8:00～AM10:00			
実施場所	宝山湖の彼岸花植栽地			
受益者	財田町民ほか植栽地来訪者 約1,000人	従事人数	延べ69人	
本事業の評価	草刈りの維持管理により彼岸花植栽地に花が咲くなど、多くの人に来てもらうための環境整備を行う重要な事業である。	次年度以降の実施予定	継続・ <input type="checkbox"/> 廃止	
決算額	収入額	17,840円	支出額	17,840円
	内訳 受取交付金	17,840円	内訳 会議費 燃料費 通信運搬費	9,600円 4,500円 3,740円

11. 【移譲業務】

事業名	三豊市自治会連合会財田支部		
事業目的	財田町の各自治会から選出された自治会長で構成し、自治会間の連絡調整を密にするとともに、相互の協力体制を強化することで、地域社会の発展および住民福祉の向上に寄与することを目的とする。		
事業内容	自治会連合会財田支部に関する一切の事務を行った。 総会、役員会、研修会、街頭交通監視等		
実施日時	令和7年4月1日～令和7年11月5日		
実施場所	財田町内 財田町公民館		
受益者	自治会長ほか13,200人	従事人数	36人
本事業の評価	地域社会の発展と福祉の向上に寄与することができる事業である。	次年度以降の実施予定	継続・ <input type="checkbox"/> 廃止
決算額	収入額	170,000円	支出額 170,000円
	内訳 受取交付金	170,000円	内訳 支払助成金 170,000円

※ 三豊市自治会連合会財田支部（別会計）で実施

12. 【移譲業務】

事業名	交通安全		
事業目的	財田町民及び通勤、通学者に対する交通安全意識向上のため、交通安全活動を行う。		
事業内容	交通指導員、交通安全協会役員ほか関係者が参加し交通安全期間に交通安全啓発街頭キャンペーンを行った。		
実施日時	令和7年4月10日（木）AM7:30～AM8:00、7月7日（月）AM7:30～AM8:00、9月30日（火）PM5:00～PM5:30		
実施場所	財田支所前		
受益者	財田町民ほか 1,500人	従事人数	延べ 40人
本事業の評価	通勤、通学者に対する交通安全意識向上に資する事業である。	次年度以降の実施予定	継続・ <input type="checkbox"/> 廃止
決算額	収入額	7,290円	支出額 7,290円
	内訳 受取交付金	7,290円	内訳 会議費 7,290円

13. 【移譲業務】

事業名	三豊市地区衛生組織連合会財田支部		
事業目的	三豊市地区衛生組織連合会（以下「連合会」という。）と密接な連携を保ち、支部内の衛生組織相互の緊密な連帯のもとに、市民の保健増進と環境衛生の向上を図り、健康で住みよい社会の建設に資することを目的とする。		
事業内容	地区衛生組織連合会財田支部に関する一切の事務を行った。 総会、役員会、研修会、道路・河川清掃関係等		
実施日時	令和7年4月1日～令和7年11月5日		
実施場所	財田町内 財田町公民館 研修地		
受益者	財田町民、地区衛生委員 13,200人	従事人数	36人
本事業の評価	健康で住みよい社会の建設に資する事業である。	次年度以降の実施予定	継続・ <input type="checkbox"/> 廃止
決算額	収入額	—	支出額 —

※ 三豊市地区衛生組織連合会財田支部（別会計）で実施

14. その他

事業名	取次業務			
事業目的	グリーンパトロール隊とは、子どもの下校時の安全を地域の目で見守るボランティア隊で、安全な町づくりを目指している。			
事業内容	パトロール時の窓口対応（青パトに必要な用具、車のカギの受渡）、備品等の管理（携帯電話、ベスト、回転灯）など推進隊への委託業務のみ行う。			
実施日時	令和7年4月1日～令和7年11月5日			
実施場所	まちづくり推進隊財田 事務局			
受益者	財田町民ほか 1,000人	従事人数	2人	
本事業の評価	グリーンパトロール隊及び少年育成センターとの取次を適切に行った。	次年度以降の実施予定	継続・ <input type="checkbox"/> 廃止	
決算額	収入額	—	支出額	—

### 3 総会、代議員会、理事会等の開催状況

#### (1) 総会の開催状況

会議名	開催日時	出席状況	審議及び議決内容
令和7年度 通常総会	R7年4月22日(火) PM7:00～PM8:15	会員総数 55 名 うち出席者 49 名 (うち本人出席 28 名 委任状出席 21 名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度事業報告及び収支決算報告について (可決)</li> <li>・令和6年度会計監査報告について (可決)</li> <li>・役員選任について (可決)</li> <li>・令和7年度事業計画(案)及び収支予算(案)について (可決)</li> </ul>
令和7年度 臨時総会	R7年11月5日(水) PM7:00～PM7:40	会員総数 49 名 うち出席者 48 名 (うち本人出席 21 名、 委任状出席 15 名、 書面議決 12 名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当法人の解散について (可決)</li> <li>・清算人の選任について (可決)</li> <li>・残余財産の処分について (可決)</li> </ul>

#### (2) 理事会等の開催状況

会議名	開催日時	出席状況	審議及び議決内容
第1回 理事会	R7年4月15日(火)	理事 11 名 監事 2 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度通常総会提出議案について (可決)</li> <li>・職員の労働条件通知書内容の変更について (可決)</li> </ul>
	PM7:00～PM8:30		
第2回 理事会	R7年5月13日(火)	理事 6 名 監事 2 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期繰越金の処理方法について (可決)</li> <li>・固定資産を含む備品等の処分方法について (可決)</li> </ul>
	PM7:00～PM8:15		
第3回 理事会	R7年6月17日(火)	理事 6 名 監事 2 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページについて (可決)</li> </ul>
	PM7:00～PM8:00		
第4回 理事会	R7年7月15日(火)	理事 6 名 監事 2 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1四半期決算について (可決)</li> </ul>
	PM7:00～PM8:00		
第5回 理事会	R7年8月20日(水)	理事 6 名 監事 1 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・備品等の寄付先について (可決)</li> <li>・固定資産の除却処理について (可決)</li> </ul>
	PM6:56～PM7:47		
第6回 理事会	R7年9月18日(木)	理事 6 名 監事 1 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰越金の各団体配賦について (可決)</li> <li>・臨時総会(解散)の日程及び提出議案について (可決)</li> </ul>
	PM7:00～PM7:40		
第7回 理事会	R7年10月15日(水)	理事 6 名 監事 1 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2四半期決算について (可決)</li> <li>・固定資産の除却について (可決)</li> <li>・臨時総会について (可決)</li> </ul>
	PM7:00～PM7:45		

様式第 18 号 (第 12 条関係)

## 決算監査報告書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田  
清算人 白川 洋二 様

令和 7 年度 ( 令和 7 年 4 月 1 日~令和 8 年 1 月 31 日まで ) の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

令和 8 年 2 月 6 日

監事

山岡 正士



令和 8 年 2 月 6 日

監事

秋山 貴大



令和 8 年 2 月 6 日

本書は原本と相違ないことを証明する

特定非営利活動法人  
まちづくり推進隊財田

清算人 白川 洋二



# 決算報告書

第 14期

自 令和7年 4月 1日

至 令和8年 1月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

香川県三豊市財田町財田上 2 1 7 1 番地 1

# 貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田  
全事業所

[税込] (単位: 円)  
令和8年 1月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	84,587
現金	84,587	流動負債 計	84,587
現金・預金 計	84,587	<b>負債合計</b>	<b>84,587</b>
流動資産合計	84,587	<b>正 味 財 産 の 部</b>	
		【正味財産】	
		前期繰越正味財産額	1,444,453
		当期正味財産増減額	△ 1,444,453
		正味財産 計	0
		<b>正味財産合計</b>	<b>0</b>
<b>資産合計</b>	<b>84,587</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>84,587</b>



# 活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 1月31日

<b>【経常収益】</b>			
<b>【受取助成金等】</b>			
受取負担金	57,500		
受取交付金	7,830,413	7,887,913	
経常収益 計			7,887,913
<b>【経常費用】</b>			
<b>【事業費】</b>			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
材料費(事業)	1,226		
業務委託費(事業)	26,986		
諸謝金(事業)	38,573		
印刷製本費(事業)	42,851		
会議費(事業)	30,332		
旅費交通費(事業)	39,960		
通信運搬費(事業)	19,706		
消耗品費(事業)	33,717		
賃借料(事業)	5,000		
燃料費(事業)	13,400		
保険料(事業)	8,374		
研修費(事業)	13,200		
支払助成金	170,000		
その他経費計	443,325		
事業費 計		443,325	
<b>【管理費】</b>			
(人件費)			
給料 手当	5,961,146		
役員議事報償費	84,337		
法定福利費	621,143		
人件費計	6,666,626		
(その他経費)			
印刷製本費	82,804		
会議費	7,290		
旅費交通費	15,120		
通信運搬費	149,195		
消耗品費	103,101		
修繕費	55,000		
水道光熱費	97,935		
減価償却費	15,680		
保険料	△ 29,804		
諸会費	4,375		
租税 公課	2,000		
業務委託料	158,800		
支払手数料	33,546		
雑費	13,200		
その他経費計	708,242		
管理費 計		7,374,868	
経常費用 計			7,818,193
当期経常増減額			69,720
<b>【経常外収益】</b>			
経常外収益 計			0
<b>【経常外費用】</b>			
固定資産除却損		183,708	
寄贈		1,245,065	
経常外費用 計			1,428,773
税引前当期正味財産増減額			△ 1,359,053
法人税、住民税及び事業税			85,400
当期正味財産増減額			△ 1,444,453
前期繰越正味財産額			1,444,453
次期繰越正味財産額			0

## 特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田  
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 1月31日

【経常収益】			
【受取助成金等】			
受取負担金	57,500		
受取交付金	7,830,413		
経常収益 計			7,887,913
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
材料費(事業)	1,226		
業務委託費(事業)	26,986		
諸謝金(事業)	38,573		
印刷製本費(事業)	42,851		
会議費(事業)	30,332		
旅費交通費(事業)	39,960		
通信運搬費(事業)	19,706		
消耗品費(事業)	33,717		
賃借料(事業)	5,000		
燃料費(事業)	13,400		
保険料(事業)	8,374		
研修費(事業)	13,200		
支払助成金	170,000		
その他経費計	443,325		
事業費 計			443,325
【管理費】			
(人件費)			
給料手当	5,961,146		
役員議事報償費	84,337		
法定福利費	621,143		
人件費計	6,666,626		
(その他経費)			
印刷製本費	82,804		
会議費	7,290		
旅費交通費	15,120		
通信運搬費	149,195		
消耗品費	103,101		
修繕費	55,000		
水道光熱費	97,935		
減価償却費	15,680		
保険料	△ 29,804		
諸会費	4,375		
租税公課	2,000		
業務委託料	158,800		
支払手数料	33,546		
雑費	13,200		
その他経費計	708,242		
管理費 計			7,374,868
経常費用 計			7,818,193
当期経常増減額			69,720
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
固定資産除却損	183,708		
寄贈	1,245,065		
経常外費用 計			1,428,773
税引前当期正味財産増減額			△ 1,359,053
法人税、住民税及び事業税			85,400
当期正味財産増減額			△ 1,444,453
前期繰越正味財産額			1,444,453
次期繰越正味財産額			0

## 全 役 員 名 簿

(令和7年4月1日～令和7年4月22日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

役 名	氏 名	住 所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	菅原 順三	三豊市財田町財田上3882	令和7年4月1日～令和7年4月22日	無
副理事長	白川 洋二	三豊市財田町財田上6738-1	令和7年4月1日～令和7年4月22日	無
副理事長	橋本 純子	三豊市財田町財田上905-1	令和7年4月1日～令和7年4月22日	無
理 事	鈴木 朝則	三豊市財田町財田上1943	令和7年4月1日～令和7年4月22日	無
理 事	秋山 秀和	三豊市財田町財田中3547-5	令和7年4月1日～令和7年4月22日	無
理 事	近藤 美代子	三豊市財田町財田中1622-2	令和7年4月1日～令和7年4月22日	無
理 事	中嶋 智子	三豊市財田町財田上1590	令和7年4月1日～令和7年4月22日	無
理 事	森 啓一	丸亀市垂水町3074-4	令和7年4月1日～令和7年4月22日	無
理 事	石井 章弘	三豊市財田町財田上3264-5	令和7年4月1日～令和7年4月22日	無
理 事	佐長 光祥	三豊市財田町財田上6986	令和7年4月1日～令和7年4月22日	無
理 事	川端 健司	三豊市財田町財田中4536-1	令和7年4月1日～令和7年4月22日	無
理 事	山岡 正士	三豊市財田町財田中2592	令和7年4月1日～令和7年4月22日	無
監 事	伊藤 悟	三豊市財田町財田上5626-4	令和7年4月1日～令和7年4月22日	無
監 事	秋山 篤史	三豊市財田町財田上361-1	令和7年4月1日～令和7年4月22日	無

全役員名簿  
(令和7年4月22日～清算終了日)団体又は法人の名称  
特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

役名	氏名	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	白川 洋二	三豊市財田町財田上6738-1	令和7年4月22日～令和7年11月5日	無
副理事長	橋本 純子	三豊市財田町財田上905-1	令和7年4月22日～令和7年11月5日	無
副理事長	石井 章弘	三豊市財田町財田上3264-5	令和7年4月22日～令和7年11月5日	無
理事	近藤 美代子	三豊市財田町財田中1622-2	令和7年4月22日～令和7年11月5日	無
理事	大西 義見	三豊市財田町財田上4810	令和7年4月22日～令和7年11月5日	無
理事	大石 秀子	三豊市財田町財田上438	令和7年4月22日～令和7年11月5日	無
監事	山岡 正士	三豊市財田町財田中2592	令和7年4月22日～清算終了日	無
監事	秋山 篤史	三豊市財田町財田上361-1	令和7年4月22日～清算終了日	無

# 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市財田町財田上 2171 番地 1 に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい財田町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上13人以内
  - (2) 監事2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。また、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終了するまでを任期とする。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求め一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることが

できる。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した一般会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

### (議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決

を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

- 2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市財田町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 秋山 秀和  
副理事長 近藤 美代子

副理事長	鈴木	朝則
理事	秋山	勇
理事	伊藤	勝
理事	小野	詔子
理事	川崎	保彦
理事	久保	義博
理事	白川	洋二
理事	谷	邦男
理事	中原	優季
監事	菅原	順三
監事	前田	昭文

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

本書は原本と相違ないことを証明する  
令和 8 年 2 月 4 日

香川県三豊市財田町財田上2171-1  
特定非営利活動法人  
まらづくり推進隊財田  
清算人 白川 洋二

